

宿泊約款

●適用範囲、第1条

当館が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとしこの約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

●宿泊契約の申込み、第2条

当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- ・宿泊名
- ・宿泊日及び到着予定時刻
- ・宿泊料金
- ・その他当館が必要と認める事項

宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

●宿泊契約の成立等、第3条

宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。

前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を越える時は3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。

申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第2項の申込金を同項の規定より当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

●申込金の支払いを要しないこととする特約、第4条

前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じる事があります。

宿泊約款の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当館が申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

● 宿泊契約締結の拒否、第5条

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ・ 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- ・ 満室によりお部屋の余裕がないとき。
- ・ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序著しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- ・ 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき。
- ・ 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ・ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- ・ 宿泊に関し暴力的要求が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ・ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

● 宿泊客の契約解除権、第6条

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

当館は宿泊客がその責めに帰す事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、違約金を申し受けません。ただし当館が第4条第1項の特約に応じた支払い義務に付いて、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後6時(到着予定時刻が明示されている場合はその時刻の2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客に解除されたものとなし処理をすることがあります。

● 当館の契約解除権、第7条

当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- ・ 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序著しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる、又は同行為をしたと認められたとき。
- ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

- ・法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるとき。
- ・宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ・宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- ・宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ・天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- ・寝室での寝たばこ、消防設備に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防以上の必要なものに限る。）に従わないとき。

当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

● 宿泊の登録、第8条

宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ・宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- ・外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国及び入国年月日
- ・出発日及び出発予定時刻
- ・その他当館が必要と認める事項

宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅券小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

● お部屋の使用時間、第9条

宿泊客が当館のお部屋を使用できる時間は、午後3時から翌日の午前11時までとします。

当館は、前項の規定に関わらず、同項の定める時間外のお部屋の使用に応じることがあります。この場合は次に掲げる追加料金を申し受けます。

出発日 午前11時以降午後3時まで	1時間につき、5,500円(税込)
午後3時以降	宿泊料の100%

● 利用規則の遵守、第10条

宿泊客は、当館においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

● 営業時間、第11条

当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、お部屋内のサービスガイドなどでご案内いたします。

- ・フロントサービス時間 24時間

- ・飲食等サービス時間
 - イ) 朝食 7:00 ～ 9:00 (ラストオーダー)
 - ロ) 昼食 11:30 ～ 13:00 (ラストオーダー)
 - ハ) 夕食 18:00 ～ 20:00 (ラストオーダー)
 - ニ) その他の飲食等 (随時変更あり)
- ・附帯サービス施設時間
 - イ) 温泉 (随時変更あり)

掲載された営業時間は、必要やむを得ない場合変更することがあります。
その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

●料金の支払い、第12条

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は当館が掲げるところによります。
前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は、当館が請求した時、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。

当館が宿泊客にお部屋を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

●当館の責任、第13条

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客が損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事項によるものでないときは、この限りではありません。

当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

●契約したお部屋の提供ができないときの取扱い、第14条

当館は宿泊客に契約したお部屋を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

当館は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、お部屋が提供できない事について、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

●寄託物の取扱い、第15条

宿泊客がフロント金庫にお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館はその損害を補償します。ただし、現金及び貴重品については、当館が種類及び価値の明示を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。

宿泊客が当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロント金庫にお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明示がなかったものについては、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

● 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管、第16条

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解した時に限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は貴重品が当館に置き忘れられていた場合においてその所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし所有者の指示がない場合は又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

● 駐車の責任、第17条

宿泊客が当館の契約している館内駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任を負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

● 宿泊客の責任、第18条

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

利用規則

海里村上では、宿泊約款第10条に基づき、当館の品位を保ち、また、お客様が当館に滞在中に快適かつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記の通り定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第7条第1項により、お部屋及び当館内の他の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当館では責任を負いかねますので、その旨ご了承下さいますようお願い申し上げます。

館内での滞在についてのお願い

- ・ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさないでください。
- ・館内では火災の原因となるような行為はなさないでください。
- ・下記の物品は、他のお客様のご迷惑になりますのでお持ち込みをお断りさせていただきます。
 - 動物、鳥類(身体障害者補助犬を除く)
 - 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
 - 異臭を発するもの
 - 常識的な大きさ、量をこえる物品
 - 法により所持を許可されていない鉄砲、刃剣、覚醒剤の類
- ・ご訪問客とお部屋内でのご面会をご遠慮願います。ご面会はロビーにてお願い致します。
- ・お部屋は宿泊以外の目的にご利用なさないでください。
- ・ご滞在中の現金、貴重品の保管にはお部屋の金庫をご利用いただくようお願い致します。
- ・万一の紛失、盗難事故等が発生した場合、当館では一切の責任を負いません。
- ・お部屋やロビーを事務所や営業所がわりとしてご利用することはお断りさせていただきます。
- ・お部屋よりお電話をご利用の際は施設利用料が加算されますのでご了承下さい。
- ・賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をなさないでください。

館内の諸設備および諸物品についてのお願い

- ・本来の目的以外の用途にご使用なさないでください。
- ・当館の外へ持ち出さないでください。
- ・他の場所に移動したり加工したりしないでください。
- ・館内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。
- ・ご滞在中、フロント会計から勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払いください。
- ・当館外から飲食物等のご注文(配達)はお断りさせていただきます。